

わが国における女子教育の成立と教育「観」

光 信 隆 夫

1. はじめに

先日、わが国の代表的な企業であり科学の粋を集める世界的にも有名な大電器メーカーの名誉会長が、教育ことに家庭教育に関する小論を新聞に寄稿していた⁽¹⁾。その趣旨は、「現在の教育の欠陥・混乱は学校も家庭も子供の教育に対する基本的理念を失ったからであり、いいかえれば、明治・大正・昭和と日本の教育の最高指針となり日本人の精神道徳の基盤であった教育勅語を捨てさせられたところにその原因がある。教育基本法は国の教育指針であるが、プラグマティズム（米国哲学）は人の道とか人の心を欠いており躰（しつけ）といった指導をタブーとしたが、いま、江戸時代から広く行き渡り日本の学問の広分野を占め人の歩むべき道を示し社会秩序を保つための大きなよりどころとなっていた儒教及びそれにもとづく多数の日本人のバイブルとなっていた教育勅語を、復活させるのではなくてもせめてその現代的意義を与えることが大切である。そうした本当の人造り・国造りをおろそかにしていると社会の病巣はますます拡大化していくであろう。」というところにある。

この発言に触発されて、常々書きとどめておきたいと考えていた女子教育に関する二つのことをここにまとめる次第である。その一つは、女子教育における「内助」のための教育という理念についてであり、とくにその教育「観」(Anschauung)についてである。戦後の教育改革のなかで女子教育も変えられてきたが、1945年までの教育による女子の務めについての底辺感情はきわめて日本的儒教色のこいものであり、こんにちも男女性別役割分担の正当化の形で増幅されている。この底辺感情がどのように形成されてきたかをあらためて見直して、この発言などによってさらに増幅される可能性を明らかにすることを、女子教育にたずさわるものとして、自らに対する課題ともしたいということである。

書きとどめておきたいもう一つのこと、この発言のもうひとつの主張についてである。すなわち、その筆者は教育勅語のごとき教書を必要とするのは家庭教育のためであり、母親のためであるという。その理由は、家長を中心とした家族制度が古いものと決めつけられ利点が否定され、かわりに与えられた形の教育基本法は学校教育以前の人格を築くことの重要性には全くふれず、学校教育だけのことを指し、しかもその内容は教科のつめこみだけが全てであるかの様相を呈せしめた。今やこの空白を埋めることのできるのは家庭教育以外に考えられない、母親は強制的な躰によって基本的ルールを理屈ぬきで教えこませるべきであって、その指針と

して教育勅語のごとき教書が必要なのである、という。このことに関して、そうした責任を母親に対して求めてきた歴史を明らかにすると同時に、国家がわが国でその体をなして以来、家庭教育に関する責任の所在に関して家族をよきパートナーとして位置づける如き明言もせず、ただその主担者的立場に立つ主婦に対して次代の国民を育成する責任をのみ強調し、精神主義的励まし（督励）に終始したところの統治するための政策遂行という同じ轍を踏む危険性を、真の国造り人造りを考える立場から指摘しておきたいのである。「人造り」や「国造り」を家庭にもとめることや、その主担者である主婦に対して呼びかけることを批判するものではない。こうした「人造り」「国造り」について進んでパートナーとみるのかどうかは、国家のとるべき重要な政策の一つであることはまことに明らかで、決してなおざりにされてはならない。それだけに、主婦の「自覚」にもとづいた義務・責任を言うのであれば、そのまえに国が従来の政策とあり方を反省し、改めて権利を認め援助に手を尽すべきなのである。

2. 「婦人の自立」と女子教育（その1）

日本家政学会家族関係学部会の第1回セミナー（1981年6月）において、「婦人の自立」が1つのテーマとしてとりあげられた。婦人の自立の問題ことに主婦の自立に伴う（夫及び子との関係においての）役割矛盾について論議されたのである。しかし、専業主婦の自立といった場合の「自立」とは何であるかについて論ずるとすれば、それが未だ学問的に十分な構造をもたず批判に耐えるだけの内容が定着していない以上、“歯車をかみあわさす”^① ために一定の相互の努力が必要であった。それは、自立の概念が一義的なものでなく一般的に多様な意味に用いられているからであろう。そのうえ、仔細に論じようとするとならなければならぬ面をもつからでもあろう。

法制にあってはこれを限定して用いるから、ある意味でことは比較的簡単である。たとえば、生活保護制度の基本原理の一つである「自立助長の原理」の内に含まれるものは自立独立の意欲の助長であるとして、次のように説明されるのが常である。「およそ人間である以上、いかに健康で文化的な最低生活を保障するとはいっても、他からの援助のみによって生活を維持するに止まっていることは、幼年者又は老齢期にある者は別としても、一般社会人としては、人間たるものの本来の性情に相反するものである。普通人はすべて程度の差こそあれ、自主独立しようとする意欲のあることはいうまでもないことであろう。この意欲を助長し、公的援助を必要としないで一般社会生活に適応し得るよう配慮することは、一面においてまさに生存権保障の理念にかなうものである。」⁽²⁾と説明される。そして、主たる具体策として失業扶助（生活保護法第17条—失業に必要な資金から就労に必要なものまでの範囲の援助）をあげること⁽³⁾で十分なのである。

しかし、上にも“意欲・性情”^② がことばの上だけでも論じられていたように、“生業をもつ自立”^③ といった尺度をこえたものを婦人ことに主婦の自立の問題は要求している。主婦は何ら

かの援助を必要としているからそれからの自立といったことが論じられるのだろうか。

広辞苑によると、①他の力によらず自分の力で身を立てること。ひとり立ち。②他に属せず自主の地位に立つこと。独立。③自ら帝王の地位に立つこととある。そして、具体的適用例として自立経営・自立劇団・自立語をあげる。大字典では①自分一己の力によりて生計を立つこと。自主独立のこと。②服従者たる関係を脱して自主の地位に立つこととしている。生計と地位における服従・援助関係からの脱却を意味していることはあきらかである。

言語は存在あってのことであるから、辞典が今日の体をなした時期からみて自主・独立そして自立は“外来種”であるのは当然であろう。そこで、その成立する系譜を考えあわせ Kenkyusha New Japanese-English Dictionary によってみると、自立=[独立] independence self-reliance; [自活] self-support; self-sustenance. (v) . establish oneself; rely on oneself; stand on ones own feet とある。念のため Kenkyusha New English-Japanese Dictionary の該当のことばに当たってみると、[independence] I. 独立, 自立, 自主; 独立心: declare ~独立を宣言する / live a life of ~独立して生活する, 自活する。II. 自活できるだけの収入。[self-reliance] 自分をたのむこと, 独立独行, 自力本願, [self-support] 自営, 自活, 自給, [self-sustenance] 自立, 自活, 自営, 自給ということになっている。

それでは independence が即自立自体であるのか。相互関係における inter-dependence (相互依存) を認めるときはその限りにおいてもはや自立とは言えないのだろうか。夫との関係において自立することがそのようなもの (independence) であるとすれば、専業主婦の意識において「それはおかしい」という答を引き出すことは明らかである。つまり、コトは行動 (生活の営為) の側面と意識 (生活の底辺感情) の側面をもつのを忘れてはならないのである。自立とは意識の面における尺度をも必要とするものなのである。問題は independence, self-reliance, self-support, self-sustenance で具象化される自立の意識をどのようにとらえるかにかかってくる。それを自己実現への意欲とおきかえても同様であろう。⁽⁵⁾

槇石は「家族関係の動向」と題する論文のなかで女の自立についてのべ、その判断基準分散として生活の底辺感情からみてもみることの必要性に着目している。その分析を紹介すると、「専業主婦の意識調査」(1980年6月・日本経済新聞社)をとりあげて、「仕事を持つこと＝女の自立といった図式が前面に押し出され、家庭の中であって家事・育児に従事する専業主婦はともすれば軽んじられる傾向がある。そんな状況の中で専業主婦自身は“自立”をどのようにとらえているのだろうか。調査結果によれば、“精神的に大人であること” (39.9%), “職業をもち自活能力があること” (26.4%), “夫頼みでなく何事も自分で判断を下せること” (26.0%), “主婦として一人前であること” (20.6%), “豊かな趣味・教養人であること” (14.8%) となり、自立を職業の有無でなく人間として家庭人としての成熟度といった尺度でとらえている。」とのべている。⁽⁶⁾

自立を考えていくと、生活の営為における自立たとえば生計維持能力の獲得の側面とあわせ

て、こうした生活の底辺感情における自立たとえば精神的な独立感覚の保持の側面のあることに気付く。そして、後者は「成熟度」といった尺度でとらえられることを知る。それは「成熟した人格の特性」として基準化されるものである。(しかし成熟度といったものはきわめて直観的であるうえに、社会と切離された形のいわば抽象的な個人の成熟を意識の面だけでとらえる危険性をはらむものなのである。いわば“自立個人責任論”への傾斜の危険性をもつのである。)

たとえば、越智は Allport の見解によって成熟した人格の特性の基準として、自己の内部をより豊かにするのみならず自己とのかかわりをもつ世界により深い関与を感じてゆく「自己感覚」(sense of self) の拡大、自己の拡大を感情的側面からみた「他人との暖かいつながり」、むき出しにされた情動の処理といった「情緒的安定・自己受容」、⁽⁷⁾「現実的な知覚・技術」、⁽⁸⁾「自己の対象化(洞察とユーモア)」及び自己を受容し、拡大し、現実を正確に把握し、行動に専念してゆく際に、それらの活動を統合する中心的原理といえる「統一的な人生哲学」を紹介している。この Allport の見解は問題をはっきりさせてくれる。すなわち、個人としての婦人の自立とは生活の行動と意識の両面において、個人の社会生活・労働生活・日常生活の全体のなかで、統一した主体としてどれほど independence (独立・自活) であり、self-aware (自覚・自己覚知) しているかであった。

それゆえに、その場合婦人にとっては、そうした独立・自覚の「統一的な人生哲学」が真に要請されてきたか、共通感情・底辺感情として根着くように社会は動いてきたかどうかということが問題になるのである。個人のレベルで独立・自覚への意欲が強烈であるか否かにかかわらず、共通感情としてのイデオロギーが女子教育のなかで育成するものと矛盾するとき、「自立」は考えられないのではなからうか。このことを「国民的合意」との関係でとらえても同じである。⁽⁹⁾

3. 「婦人の自立」と女子教育(その2)

きわめて初歩的な方法であるが、近代教育制度が導入されるなかで女子教育はどのようにして成立したかを理念の視点からみておきたい。

「其身を脩め知を聞き才芸を長ずるは学にあらざれば能わず是れ学校の設あるゆゑん」(学制“前文”)なりとして1872(M5)年に設けられた学制が全国統一教育体制の真のスタートであり、そこでは“前文”にも「幼童の子弟は男女の別なく小学に従事せしめ」なければならないと規定するが、同時に女兒小学を設けて「尋常小学教科ノ外ニ女子ノ手芸ヲ教フ」こととして、すでに女子の家庭科教育のオリエンテーションがなされている。しかし、女子の手芸(裁縫等)の教科についての評価は、当初は普通学の枠外であるという形がとられた。1874(M7)年1月10日号の文部省雑誌には、「是等ノ事(習字作文・会話・政体学・修身学・数学・物理学・養生ノ法・画・地理学・歴史・読本ノ教科)ハ中学以上ノ業ニシテ、固ヨリ小学ノ能スベキニ非ズト雖ドモ、其大意ヲ知テ事ニ従ハザレバ、特ニ功ヲ畢リ身ヲ立ル事能ハザルノミナラズ、

わが国における女子教育の成立と教育「観」

人間ノ交際上ニ於テモ欠ク所少シトセズ。是人ニシテ人ノ務ヲ為ス事能ハザルモノナリ。故ニ小学ノ教科ハ人ノ人タル知識ヲ具ヘ、人ノ人タル務ヲ成ニ至ル迄ノ業ナレバ、貧富尊卑ノ差別ナク、必ズ此教育ヲ受ベキ事当然ノ理タリ。是其普通学ト称スル所以ナリ。」として、手芸の教科には一言も触れられなかった。つまり、普通学のほかに女子は裁縫の習得をすべきであろうという考え方にすぎなかったのである。

ところが1879 (M12) 年の教育令改正第3条では「小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ……殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ」と明確な位置付けをするようになった。女子だけは普通教育のほかに裁縫の教科を履修させられるべきであるというこの方針は、1893 (M26) 年の女子教育に関する件と題する文部省訓令 (知事訓令として下達される) において固まるとみることができる。その訓令は次のようにのべている。「普通教育ノ必要ハ男女ニ於テ差別アルコトナク且女子ノ教育ハ将来家庭教育ニ至大ノ関係ヲ有スルモノナリ現在学齡児童百人中修学者ハ五十人強ニシテ其ノ中女子ハ僅二十五人強ニ過キス今不就学女子ノ父兄ヲ勧誘シテ就学セシムルコトヲ怠ラサルヘキト同時ニ女子ノ為ニ其教科ヲ益々実用ニ近切ナラシメサルヘカラス裁縫ハ女子ノ生活ニ於テ最モ必要ナルモノナリ故ニ地方ノ情況ニ依リ成ルヘク小学校ノ教科目ニ裁縫ヲ加フルヲ要ス……右訓令ス」。そうして、この訓令は重要な手がかりを与えてくれる、すなわち、「女子ノ為ニ其教科ヲ益々実用ニ近切ナラシメ」ることが重要であると考えるようになったことを示しているという点である。

結論的なことを伏線としてのべておくと、このような教育政策は、女子の実用だけを重視したのではなく、女子の実用的教科教育を通じて「婦道」の教育を推進する意図から出たものであった。明治期の教育が婦徳・婦道教育であったことは明らかであるが、つまりは裁縫の教科がこれを担ってきたことを明らかにする必要があるのである。大阪府学務委員からの1881 (M14) の古市小学への達し、生徒の登校が増加しつつあるのはよろこばしいことであるが、「独り女生ノ修身トスル裁縫課ナキ不幸」(下線筆者) であるから女教師をして授業せしめることとする、ついてはそのときに児童女子をして徒に遊逸するは「其罪ノ免レサルハ⁽⁹⁾嘸々セストモ能知ル処」であろうとつよく指導しているのはその一つの資料であろう。

女子教育に関する基本方針は法令規則の中にも明瞭に示される。1890 (M23) 年の小学校令に基いて定められた小学校教則大綱の第2条には「修身ハ教育ニ関スル勅語 (1890年発布の教育勅語を指す一筆者) ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」ることが定められているが、同条第4項にはとくに「女兒ニ在リテハ殊ニ貞淑ノ美德ヲ養フ」(下線筆者) と示されているのである。先の訓令はこの方針の具体化強化の一つの方策と見たい。1900 (M33) 年の小学校令施行規則第3条には国語に関して、一般に「読本ノ文章ハ平易ニシテ国語ノ模範ト為リ且児童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノヲ要シ其材料ハ修身、歴史、地理、理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取り趣味ニ富ムモノ」であるべきであるとしながら、とくに「女兒ノ学級ニ用フル読本ニハ特ニ家事上ノ

事項ヲ交フヘシ」としているのも同じである。

若干飛躍するが、米国教育使節団報告書（1946：S21年）は「女子の初等中等教育改善の処置もまた講ぜられなくてはならない」という抽象的な示唆にとどまっているものの、修身については「従来は服従心の助長に向けられて来た」と指摘している。ともあれ女子の初等教育における、服従心の助長と裏腹になっている「婦徳（貞淑の美德）の養成」については上にみたとおりであるが、この基本方針は中等教育においてさらに強化されることとなる。尋常中学校ノ学科及其程度（1886：M19年）の倫理には「人倫道德ノ要旨」とあるにとどまる。しかし、9年後に定められた高等女学校規程には「修身 教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キテ人道実践ノ方法ヲ授ケ兼テ作法ヲ授ク 修身ヲ授クルニハ躬行実践ヲ旨トシ務メテ貞淑ノ徳ヲ養ヒ起居言語其ノ宜キニ適セシメンコトヲ要ス」と定められた。（高等女学校ノ学科及其程度ニ関スル規則＝M32年＝も同文。）

それのみか、女子教育の教員養成の課程においては、先述の小学校令施行規則第3条における「特ニ家事上ノ事項」を読本に加えるの配慮はよりトータルなものになって、学科及其程度を規定するにあたって、たとえば教育についてはカリキュラム「心理・論理の大要、教育の理論、教授法及保育法の概説」等を授け、教育の技能を習得せしめ教育者たるの精神を養うを以て要旨とすると規定する（明治40年師範学校規程第8条）が、そのうえに修身・家事・裁縫に関しては女子教育者のあり方を「要旨」として具現化して規定しているのである。すなわち、修身にあっては「実践躬行ヲ奨励シ師表タルノ威儀ヲ具ヘシメ」ること、家事は「勤勉、節儉、秩序、周密、清潔ヲ尚フノ念ヲ養フ」こと、裁縫は「節約利用ノ習慣ヲ養フ」ことを以て要旨とすると規定する。男子にあっては、修身のほかは音楽にあたって「美感ヲ養ヒ心情ヲ高潔ニシ徳性ノ涵養ニ資スル」ことを主旨とする旨規定するにとどまる。いうまでもなく、家事は「女子ノ本務ニ緊要」であるから女子教育を担当すべき師範学校女子生徒には「家事ヲ必修科目」とするようになったのもその延長として当然であったのである。（師範学校規程中改正ノ要旨及施行上ノ注意事項、大正14年4月2日文部省訓令第4号）

このように、「女子ノ本務」を何とするかといった教育政策上のホンネ部分は治安維持法と普通選挙法が公布され、「臨時教育会議における建議・兵式体操振興ニ関スル件」⁽⁹⁾（1917：大正6年12月15日）の趣旨を制度上に具体化した⁽¹⁰⁾学校における軍事教練実施のための学校教練振興計画案が文政審議会で短期日の審議をへて答申された年⁽¹¹⁾、その年（1925）に浮上してきているのである。

こうした展開の上に立ってみると、1943（S18）年に公布された中学校規程が「皇国の道の修練」「皇国民たるの責務の自覚」「皇運を扶翼し奉るの信念と実践力」「挙校一体修文練武に力むるの風の振作」（第1条）をその教育の理念に掲げて、皇国民教育観が露骨に示されることがすでに予測できるが、女子中等教育についても「女子の本務」につきその頃から何を教育の理念にすえようと志向してきたのかが明らかになるのはもとより当然のことである。

わが国における女子教育の成立と教育「観」

すなわち、同日付で公布された高等女学校規程は、「家政科（増科教科）ハ我国ガ国ノ家ノ本義ヲ明ニシ皇国女子ノ任務ヲ自覚セシムルト共ニ家庭ニオケル実務ヲ習得セシメ勤勞ノ習慣ヲ養ヒ主婦タル母タルノ徳操ヲ涵養スルヲ以テ要旨トス」（下線筆者）（第5条）と宣言し、「家ノ本義」を明らかにして国家と家（イエ）に尽す在り方を教育の理念・目標とすべきであると教えているのである。

婦人において、独立・自覚の「統一的な人生哲学」がそうした教育のなかでは、真の意味では要請されてこなかったことはもはやいうまでもなく、共通感情・底辺感情をして自立の哲学が根着く余地は皆無に近かったといえよう。

4. 女子教育「観」の形成

女子教育政策を支えてきたのは抽象的には共通感情・底辺感情であり、具体的には権力をもつ政財界と官僚であるといえ、とくに枢密顧問官、内相、4帝大総長学長、一高、東京高師・東京女高師・慶応大学・日本女子大学校の校長・教育団体、財界、軍部、内閣書記官長・法制局長官・内務文部各次官、東京府知事の39名の男性学識経験者を含む臨時教育会議が果してきた役割はきわめて重大なものがあろう。上にみてきたホンネと指摘したものが臨時教育会議の答申のなかで示され、道づけがなされていくのである。1918（T 7）年の女子教育に関する改善の答申は以後の傾斜を示唆してあまりがあるといえよう。

女子教育に関する改善施策の答申（大正7年10月24日）は、主眼点として「教育勅語の体得」と「国体の観念を強固にすること」と「淑徳節操を重んじる精神の涵養」をあげ、教育の具体的な主目的は「我家族制度に適するの素養を与うる」ことにあるとしている。そして、そうした具体的な目標には合致させるべく「体育を励み勤勞を尚び虚栄を戒め奢侈を慎む」教育と、女子に必要な教育としてとくに「實際生活に適切なる知識能力の養成」と「家事の基礎となる教科教育（たとえば理科）」に心がけるべきであるとのべている。

そののちこうした女子教育に関する具体的な答申はなく、僅かに社会教育に関してのべられるにとどまるように、ここに提示された教育観はその後の女子教育及び教育観にとって大いなる礎石となるものであり、今日においても底辺のルーツとして存在しているといえよう。というのは、女子教育に関するこのイデオログ的存在も巷間の共通感情の代弁者たちによって支えられ、そうした代弁者は共通感情・底辺感情を増幅していく役割を遂行し、積重って今日に及んでいるからである。

具体例にあたってみよう。たとえば、1901（M34）年に上の臨時教育会議の委員に名をつらねる成瀬学長の手になる日本女子大学校が設立されたが、その設立に尽力し教授となった一人に三輪田真佐子がいる。（翌年三輪田学園創設）三輪田は「女子の友」明治30（1897）年3月号に「普通女学の要旨」と題する小論を書き、「ひとしく学問とは言ひながら、男子と女子とは、これを修むる目的大に相異なるべし」と論じているのである。⁹⁹三輪田は「家政学」（1913）を

著わしているが、雑誌にその考えをみることができ点が貴重であると思われるので、詳細にとりあげてみよう。

三輪田真佐子が一面で思想的に当時進歩的な見解をもっていたことは、常見育男が紹介する「新家庭訓」(1907)にあらわれている。すなわち、20世紀に足を踏みいれても依然として前近代的な主従関係に押しとどめられていた僕婢の処遇について、僕婢の人格を認める扱いにすべきであると主張したのである。常見は、僕婢の理解を説いているのは三輪田ひとりであり、同じ考え方を示したのは「女中を解放せよ」と論じた与謝野晶子((女人創造))くらいであったとのべている。三輪田は、「関係は労役と金銭の交換を行う契約」であるから「人格を認め、決して牛馬視すべからず」、「道ならぬ苦役」「苛酷の待遇」をしてはならないと論している。そして、人格を認めようとしな底辺感情に対して、主従の関係と規定しながらも「関係は天賦の分限にあらず」とし、「本来、天は人の上に人を作らず、人の下に人を作らざるも、僅に財産の多少と教育の有無に由りて、位置に差を生ぜしない」と説明しているのである。⁽⁴⁹⁾

反面、同じ「人」であっても男女にあっては学問の目的まで異なるとすることについては、矛盾を感じていないのである。それは当時の底辺感情に離反するものでなかったからであろう。直接女子の教育にふれたものではないが、たとえば福沢諭吉は「天は人の上に人を作らず、人の下に人を作らず」と説いたが、外国人については「権謀至ラザル所」なき商人をはじめとして、「外国人ノ日本ニ来ルハ、貿易ノタメノミ。日本ノ人民ニ智徳ヲ付与シテ之ヲ文明ニ導カントスルニ非ズ」等と断じて、「外国人ノ内地雑居許ス可ラザルノ論」を展開している。⁽⁵⁰⁾ また、内村鑑三は日清戦争について「吾人は亜細亜の救主として此の戦場に臨むものなり」「支那を救はんとするが日清戦争の目的なり」、吾人の教示によって朝鮮において支那党を駆逐して開化党に政権を握らしめたようにすべきであって、「望み見る旭日旌旗が北京城上に翻かへる時は、新紀元が暗黒世界を照す時」とまでアジテーションを展開しているのである。⁽⁵¹⁾ 武士の子としての教育をうけた知識人は、とくに底辺感情を増幅形成せしめると同時に、底辺感情を代弁しているのである。

河岡潮風「女子大学評判記」(1908)に日本女子大学について「(成瀬仁蔵)氏の主義は女子を女子として訓育するのである。外国の女子大学は、多く混合教育(コーエデュケーション)で、女は男と同じ学課を、同じく学び、同じ肩書を受け、同じ業務を争ふシステムだが、本校のは女子らしき学課のみを撰むで授け、良妻賢母たらしむるが目的なり。」「講師は九分までは男である。なかでも……女の方では三宅花圃女史と三輪田真佐子女史が、朝星夕星とも仰がれてゐる。」と記されている。そして、「卒業生を産出すること3、4回にすぎぬ」校友会「桜楓会」の「気焰万丈なる同会々歌「わざはさまざま事は千々、踏み行く道は異なれど、目ざす高ねはただ一つ、み国の花と一さかり、さきちる我れ等が願ひにて。」」が紹介されている。⁽⁵²⁾ これらが三輪田真佐子の小論の基底となる背景である。

そこに展開されるのは、あえて断るまでもなく、男女特性論ないしは性別役割論を基底にお

わが国における女子教育の成立と教育「観」

く教育観であった。近代高等教育における男女別学論の原点（！）に据えておかしくない理論展開である。すなわち、学問・教育の目的は社会の性別役割によって規定されるのであって、「ひとしく学問とは言ひながら、男子と女子とは、これを修むる目的大に相異なるべ」きであって、その根拠は「男子は将来志すところの職務」が確然と定まっていたその職務によって「各専門の学を修むるを常とする」からである。そして、男子に対して女子は「ほぼ類似の学を修むるを常とすれども」、その目的「女子教育の主眼」は「内助」にある。したがって「内助に必要な学問を広く講究」（傍点筆者）すればいいのであって、男子の場合のように「深く専門の学を修むるを要」（傍点筆者）しないと断言する。

この性別役割分担はたしかに根強いものがあり、今日においてもぬきがたいものである。さらに重要なのは、性別役割分担が本質的な性差に由来するとするフィロソフィがこうした巷間の女子教育論議により増幅ないし拡大再生産されていく点であり、また教育的プロセスが無視されて公的白書のなかですら「自然のうちに（性別役割分担が）行われてきた」としている点である。

ともあれ、三輪田は性別役割が本質的な所以にもとづく立論して男女の学問が別個の目的をもつとするが、同時に「内助の学」論を説く。すなわち、内助の学は「深く修深く修める専門の学ではなくて「広く修める学」であることが必要なのである。その根拠は、後者の学は前者のすなわち将来志す職務に役立てるべく修める男子用専門の学と異なって「内助」の実践に役立つものを学習するという目的をもつところにある。そうした目的性の基準に照してみると、サイエンス（西洋の学科）は事物の真理を知ることにおいてはすぐれているが、「身をおさめ家をおさめ良妻賢母として内助に役立つ」点においては明らかに適していないのである。専門のサイエンスは深く修めるに適しているが、女子にとってはそうした「専門の学」を深く修める必要はなく、女子はあくまでも「内助に必要な学問を広く講究」すればよいのであり、また必要なのは「身をおさめ」るために役立つ精神・徳操のための学なのである。つまりは、女子の学問するのは普通学にあっては内助の実践に役立つ学でなくてはならないのである。

このように考えてみると、西洋の学科・サイエンスが女子教育にとって有益かどうかは内助の役に立つかどうかではなく、まず第一に「淑徳節操を重んじる精神の涵養」（前出女子教育答申）に役立つかどうかにかかっているのである。その点で、「口能く学理を講ぜむも、（内助のための）実践を尊ばざるときは、忽ち一家の人倫乱れ、内政治らざるべし。たとえばサイエンスとして経済学を知る人も、奢侈に流れ、一身を亡し、一国を害せし例も少なからず」である。こうしたサイエンスの専門的な学習によって学術に優れるよりも、「良妻賢母となり好人物と仰がるる」べく「尊き品格」の形成にこそつとめるべき女子教育が望まれると説いている。そして、女子教育の理念に関して結論的に「単に専門にサイエンスを研究する如きは、女学の要旨にあらざるべし」と考えているのである。

序でにサイエンス論を展開しているところをみると、「数学・理化学等、一切のサイエンス

は、人生に欠くべからざるを以て、これを学ぶはまさに日時の存在に利用せんためならんかし。」というところにあり、女子教育観は、「要するに、女子を教育するには、如何なる種類の学科あるいは手芸（裁縫）にても、（上述の）実践を求むるをもって要旨となす」と結論づけている。

三輪田が巷間における政府の女子教育論・女子教育観の代弁者として以上にのべるところは、「我家族制度に適するの素養を与えるという主目的」（答申）に絡がるもので、今日においても切れることなく続いているところであって、底辺感情とみなしてもよいであろう。少くとも今日の女子教育の主たる担当者は「文脈」あるいは「共通する底辺感情」の女子教育観の世界において意識を形成してきているのであるから、「家制度」のためにという点は水面下に押し下げられても、高等教育とは言え女子教育は「内助の学」で足りるとするフィロソフィはつよいのが当然である。ことは短期大学に関する発言であるが、全教職員が「躰（しつけ）」にかかわるべきであり、立派な花嫁をつくることに意義を感じるべきであり、「花嫁学校ともいわれるが（私はそれを必ずしも悪いことだとは思っていない）、花嫁修業だったら2年ぐらいが適当であろう」という指導者の意見が出る基盤がそこにあると言いたい。⁽⁹⁾ 婦人ことに主婦の自立のごときは、いってみれば今日でも女子教育の真の目標たるに値しないと考えられているのであろう。

5. 女子教育と家政学における「倫理性」

家政学自体が女子教育のための研究教育体制としてどのような位置を占めるかは多くの立論が考えられるところであるが、わが国にあってはすでにみてきたように、女子のための「増科教科」として家庭科が成立している経過があり、その家庭科の教科内容について検討すれば家政学（生活科学）がいわば女子教育のための基礎科学であることに同意が得られよう。そうした家政学の理念を女子教育の理念に借用して類推的に検討してみると、依然として教科教育の中に「婦容を整える」ことを「淑徳節操を重んじる精神を涵養する」ことといった倫理性・精神性が教育の目標とされる可能性が、今日にあっては消滅していないように思われるのである。それは、今迄みてきたわが国の女子教育の成立とそれを支えた教育観が後述する「意識の閥の奥」にあって女子教育の在り方を規定している側面が認められることと、もう一つは家政学に対する考え方自体のなかに家政学が家庭実用の学であるとして先述の三輪田と同じ実践の学と規定する側面が認められることによって、そうした倫理性・精神性が教育の目標とされる可能性があると考えるのである。後者の見方についてみると、たとえば1970（S45）年の国際家政学会への日本家政学会の回答において方法論として「方法：自然科学・社会科学・人文科学として、家庭生活に関する諸法則を明らかにし、実生活に役立つ研究をする」（下線筆者）ものとされており、内助の学への傾斜の可能性は否定できない面をもつのである。⁽⁹⁾

要するに、女子に限定されるときは実生活に役立つという実学性が問題なのではなく、女ら

わが国における女子教育の成立と教育「観」

しさのようなものを念頭においた実学性にすりかえられるところに問題をはらんでいるのである。そうした女子教育理念があるからこそ、「洗うということ—その精神性」が研究テーマになるという他の学にみられぬ特異性がでてくるのである。⁽⁶⁰⁾

よしんば実生活に役立つ学と規定するにしても、女子教育を主婦・母の徳操を養うため、そうした役割の精神的実践（実践躬行）のための学問とするのと、家族の生活の意識的計画的要素に立脚した性別役割を本質的なものとし、ない科学的実践のための学問として女子教育に特定しない規定の仕方をとるのでは、「婦徳・婦道の学」への傾斜の可能性は著しく異ったものになるはずである。

家政学会誌が1951（S 26）年に発行され、以後家政学が独自の対象と体系をもった新しい学として社会的学術的分野において認知されたとする蠟山政道は、家政学は一見すると無体系にみえるが「生計とか暮しとか言う人間生活の特定な面相を研究の目標としている以上、その目標を見失うことがないならば、それが方法的にいかにか専門分化しようとも、そこには総合連関の契機はじゅうぶんに残されているのである。そして、それは着々と実現されて」新しい家政学という分野が生まれてきたとのべている。⁽⁶¹⁾

そこでの理念は（児童学についてのべられたものであるが）、「きたるべき社会の福祉を望むための基礎的な科学」の理念である。⁽⁶²⁾そして、あり方についても倫理を排して科学に依拠すべく、「ことに最近では、社会理想につながる養育・教育のあり方や、家族関係の問題が重要視され、たとえば民主的な社会を正しく建設するためには、家族の中で子どもがどのような人格を持っているか、家庭の中にどのような権威が支配しているか、どのような家族構成が子どもにとって望ましいか、という社会学で取扱われてきた問題も、子どもを中心において考えられるようになってきている」とのべられて、科学としての家政学の成立に筋道がつけられている。⁽⁶³⁾

こうした流れは「科学を支配している原理の意義を洞察する力」たとえば家政哲学や家政学原論の形をとって英知に依拠しようとする流れとなっている。しかしながら、他方ではそうした総合科学としての家政学における総合原理は依然として「家族集団における倫理関係」に求められるべきであるとする流れもそれなりの力をもっているのである。⁽⁶⁴⁾

戦後の家政学及び女子教育の歩みのなかで後者の流れは厳然として存在している。裁縫（教科としての被服科）の人間形成における教育的意義を歴史的に跡付けて説く関口富左は、「女の道」とのかかわりのなかで江戸時代の裁縫教育を評価している。「裁ち縫うわざこそは“女のはれがましきわざなるべし”」（唐錦：1688～1703）「おさなきときの先入主は一生のなりたちになるので特に男女の別を知らしめ貞正の婦になるべし 七、八歳より手習を大切にする事・紡績・裁縫は当然修めること 四行として婦徳・婦言・婦容・婦功をそなえれば、とおとき女になるとの意あり」（女訓三之道全：1826）として裁縫を女の道の修業の教科としていたことがわかるし、また「司馬温久『家範、婦人六徳和解』によれば、柔順、清潔、不妬、儉約、恭謹、勤労の徳があがっているが、とくにこのうち清潔、儉約、勤労はいずれも裁縫技術の修練

と実施との関係で直接達成されるとみられる。また、柔順、不妬、恭謹も衣服製作における態度や精神の維持するなかに培われるとみられる。このことは（前述した）女子往来物においてもその徳目と裁縫との関係は、まさに枚挙にいとまなしの感がみられるのである」。要するに結論としていえることは、こうした女子教育すなわち「江戸時代の裁縫教育」が家政学の総合性「人間育成の総合性」をはらんでいたことに注目すべきであるということになるのである。

関口は、教育の方法↔教育の意図及び目標↔生活規範といった図式（時代の思想・社会の風潮とのかかわりをいれて）のなかに女子教育が包含されることを第1の点とし、一人前の人格を認めないままの人間としての個人的自覚に至らぬ方向づけにし、女子の人間形成を「裁縫の道」として重視したことは作業教育の人間形成的意義の先鞭をつけたものとみれることを第2の点として、「裁縫そのものの教育的意義」を明確にしようとするもので、史的解明を意図したものであった。

しかしながら、その評価の基準においてそれらの女子の（裁縫）教育が「ひたすら四徳を育成すべく女子を教育してきた」ことに時代性をこえて見るべきものがあるとする教育観及び裁縫にしる女子教育においては技術の学習においても「時間の経過のなかで、とくに意図しない要素（人間の育成）が芽生える」ことに着目すべきでそこに総合性の根拠があるとの考えは、「家庭ニオケル実務ヲ習得セシメ勤勞ノ習慣ヲ養ヒ主婦タル母タルノ徳操ヲ涵養」することが可能であり理念とすべきであるとの教育観に直結していないのであろうか。

「道德教育と裁縫の関係については、婦人の忍耐力に富み綿密周到であるのは家を整えるもとであることや、勤勉・節約利用の習慣を養うことにより道德教育に関係をもつことがあげられ」る女子教育観ないし女子教育の目的観及び「女子は古来から内を守るものであり衣食住を整えるのが主である。わが国は礼儀の国であり、衣冠を整え、衣食住を整えることなど裁縫と関係ぶかい」とする立場は樋口哲子（1979）の示す大正期の裁縫教授法のなかにもみられた。しかし、その立場の女子教育は教育を通じて「時間の経過のなかでとくに意図しない」形をとりながら「女の道」を守る規範を底辺感情のレベルにまで深化させたのである。この点を看過することができる人だけが、はじめて倫理関係や人間育成的総合性に「家政学における綜合原理」をもとめることができるはずである。

6. 意識の閾の奥にあるもの（まとめにかえて）

マックス・ウェーバーも「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」の中でのべているように、資本主義の精神としてのカルヴィニズムも生活全体及び社会組織においてみれば、基礎は「すべて内的に“個人主義的”な、目的あるいは価値に対して合理的な動機」であり、感情のレベルでは組織の中に入りこんでいない。しかし、神の栄光も個人の救済も「意識の閾の奥」にあるのである。

梶山力のいう「近世文化の重要な一要素たる資本主義の精神が、基督教殊にカルヴィニズム

の倫理から生れたことを明らかにした」 ウェーバーが、「社会科学の研究方法についての独自の思想——一言でいえば“価値判断排撃”及び“理想型概念”の思想——，この重要なウェーバーの方法論上の思想を彼が始めて意識的に適用したものがこの論文にほかならない」のであるが，ウェーバーの思想自体について論じるのを後日にゆずり，ここでは倫理と教育とのかかわりについて論じる手がかりとして利用するにとどめたい。

ウェーバーは，カルヴィニズムの倫理が社会的組織の点において卓越したことと個人の内的分離の傾向（根本において自分一個を問題とし，自分の救いのみを考えるピューリタニズムの精神）とが結合される謎を，カルヴィニズムにおいて社会的労働・地上生活のための職業労働が一に「神の栄光を増すため」でありしたがって「隣人愛」が職業義務の履行のうちに現われるものであったことによって証明した。「善き行為でも神の栄光を目的としないものはすべて罪悪である。」このような神のみを生活目標とするために隣人愛は非人格的なものとなり，「隣人関係の“人間性”は死滅し去ったと言ってもよい」のである。ウェーバーは，この信仰によって「人格」と「倫理」との分裂はなかったという合理主義のそうした傾向について例をあげている。「アムステルダムの孤児は，20世紀となっても黒と赤，あるいは赤と緑の左右に分れた上衣とズボン——道化師の装束の一種——を着用させられ，隊を組んで教会へ連れられたが，これは従来の意識にとっては真に道徳的な光景とされたもので，むしろ人格的“人間的”意識の上から侮辱と信じられるだけ，それだけ神の栄光を増すものであった。」⁽⁹⁾ともあれ，自己の選びと義認との自己確信を獲得するための最善の方法は「不断の職業労働 (rastlose Berufsarbeit)」への命令に従う (berufen) ことであって，この職業労働によってのみ，宗教的疑惑は除去され救われていることの確信が与えられるというのがカルヴィニズムの倫理であって，作用・目的は人格形成としての「教育」にあった。

「清教主義の——及び“合理的”なすべての——禁欲のもつ作用は，“情感 (Affekte)”に対して“永続的動機 (konstante Motive)”，とくにこの禁欲によって“修練”されたかかる動機を，維持し活用する能力を人に与えること，——別言すれば，かかる形式的心理的 (formal-psychologisch) な意味での“人格”に，人を教育することであった。」⁽¹⁰⁾ 禁欲の目的は，往々一般に考えられているのとは異って，意識的覚醒的な明徹な生活をつづけることであり——自由な本能的快樂を克服することがその当面の課題であり，——これに服する人々の生活態度に規律 (Ordnung 秩序) をもたらすことが，その最重要度の手段であった。」⁽¹¹⁾

ウェーバーは，この禁欲的基調が鉄のように堅い外枠となったことについて，「禁欲は現世を改造して，その内部で成長をとげようと試みた結果として，現世の外物はかって歴史にその比をみないほど強く，ついにはのがれ得ない力を人間の上にふるうに至った」たのであるが，あらわれた形ではあたかも神の栄光も個人の救済も意識の閥の奥にひそんでいるかのように消え去ったことを認めるのである。そして，他方では形をかえた職業義務の思想は，こんどは宗教的内容をもった「亡霊」として「我々の社会をめぐり歩いている」とのべているのである。そ

して、こうした haunting spectre を考えるとき、「一步すすんで社会政策的倫理に対して——すなわち家庭集会から国家に至るまでの諸社会団体の組織と機能との様相に対して禁欲的合理主義のもつ意味」をあきらかにすることができるとしている。

きわめて難駁な言い方をすれば、ウェーバーの価値排撃の思想は教育を含めてわれわれの目的的な生活の営為のなかにもぐりこんでくる「亡霊」の程度を十分考慮しなければならないということであり、そのうえで基本的な目的の評価でなく、目的適合性を評価する態度を堅持しなければならないということである。このように解してはじめて最後のウェーバーのいう「かつて宗教的意識内容が人の生活態度、文化、国民性にあたえた影響の大いさは、通常近代人はいかに善意をもってしても、過去の実際ほどには大きく想像し得ないのではあるが、——しかし他面、偏狭な“唯物論的”文化観、歴史観に代えておなじく偏狭な唯心論的因果的文化観、歴史観をおこうとすることは、いうまでもなく誤っている」との指摘が納得されるものと考えられるものである⁽⁶⁴⁾。

ウェーバーの説くところをあえてとりあげたのは、これまでみてきた女子教育「観」ことに裁縫の教育という教科にまで「道」を説くことを要請した教育観は、マキャヴェリズムの亡霊以上に現世的であって、それだけにそれらの教育観のもつ誤謬をあきらかにすることがよりよく求められることを十分納得するためであった。少くとも家政学の総合性を倫理に求めることが科学の真理の追求という目的にとってマイナスであることが明らかになったであろう。倫理・道徳は一つの教科として存在するし、また人格形成の教育にとってその目的整合性を研究することは一つの課題であるが、しかし、女子教育ないし家政学の理念に倫理をすえることは逆立ちなのである。

女子教育は、この逆立ち現象の上に築き上げられてきた部分がかかなり多いことについては、稿を改めてさらに具体的に明らかにして行きたい。また、当初論じようとした家族政策的な問題（書きとどめたかった第2点）についても別の機会に譲ることとする。

以 上

〔文 献・注〕

- (1) 昭和56年7月1日 サンケイ新聞 「正論：教育勅語現代意義を考える」 ソニー名誉会長 井深大
- (2) 社会福祉行政研究会編（1964） 社会福祉法制論 「社会福祉講座 3」 新日本法規出版 91頁
- (3) 失業対策事業において、特例援護措置（100万円の特例一時金）による高齢者の引退促進が行なわれようとしているが、この点について、「いま、^{*}自立^{*}と称する政策が、1971年時点では^{*}就職支度金^{*}という名でおこなわれたのだが、今回はおなじ^{*}自立の精神^{*}にのっとり、^{*}自立・引退^{*}、という言葉でそれがおこなわれようとしている」とのべられている。（「賃金と社会保障」 No 818, 9 20頁）
- (4) セミナーにおいて本村汎は、independence から inter-dependence へという論じ方を用いて^{*}関係において inter-dependency を認める^{*}ことが自立に反しないことを立証しようとしたが時間不足のため十分説明しきれなかった。（レジメ「子どもの福祉と自己実現」）

わが国における女子教育の成立と教育「観」

- (5) 壁谷沢万里子は「妻の自立意識＝自己実現の意欲」としている。(レジメ「婦人の自立をめぐる諸要因の関連」)
- (6) 槇石多希子(1981) 家族関係の動向 「家庭科教育」 55巻4号 20頁
- (7) 越智浩二郎(1970) 人格の統合と変化 「講座心理学 10人格」 東大出版 192～195頁
- (8) 本村汎, 要田洋江(1980) 妻の家庭外就労が夫婦の和合構造に及ぼす影響 「大阪市立大学生活科学部紀要」28(分冊5) 14頁
- (9) 大阪府教育百年史 第3巻(史料篇2) 1972 734頁
- (10) 阿部彰(1975) 「文政審議会の研究」 251頁
- (11) 「学制百年史」(文部省 1972)によれば、プロセスは次のとおりである。「文政審議会においては、大正13年12月10日「学校ニ於ケル教練ノ振作ニ関スル件」の諮詢案が提出された。これは、中等程度以上の学校に現役将校を配属し、学校長の指揮・監督のもとに教練の教授にあたらせるという趣旨のもので、臨時教育会議における兵式体操振興に関する建議を受けたものであった。翌14年1月10日教練の実施は「徳育体育ニ資益シ国防能力ヲ裨補スルノ本旨ニ於テ之ヲ行ムヘキモノト認ム」として諮詢案を可とする。これに基づいて中学校において教練を実施することになった。」(473頁)
- (12) 流動出版発行(1978)にかかる「復録版明治大雑誌」による。191頁
- (13) 常見育男(1971) 「家政学成立史」 光生館 105頁
- (14) 福沢諭吉(1875) 外国人ノ内地雑居許ス可ラザルノ論 「復録版明治大雑誌」 48～43頁
- (15) 内村鑑三(1894) 日清戦争の目的如何 「復録版明治大雑誌」 106～110頁
- (16) 前出 「復録版明治大雑誌」 180～190頁
- (17) 大平総理の政策研究会報告書一3 家庭基盤の充実 1980 84頁
- (18) 畑敏雄(1980) 短期大学と生涯教育 「文部時報」 1236号 30頁、なお、「躰」についての発言は「厚生補導」170号の田淵諦純(25～33頁)による。また、「立派な花嫁学校云々」は同じく「文部時報」の座談会中の村山発言による。
- (19) 今井光映編(1972) 家政学教育の発展 ミネルヴァ書房 8, 9頁
- (20) 昭和55年度被服整理学会報告(家政学雑誌194)に標題の講演がなされた旨記されていることによった。内容よりも標題に示された意味について注目したい。
- (21) 蠟山政道(1956) 家政学について 稲垣長典編「家政学読本」 東洋経済新報社 9頁
- (22) 稲垣長典 同上「家政学読本」 19頁
- (23) 同 20頁
- (24) 前出 「家政学成立史」 358頁
- (25) 関口富佐(1981) 女子教育における裁縫の教育史的研究 「家政学雑誌」 第32巻1号 11～14頁
- (26) 同上 24頁
- (27) 樋口哲子(1979) わが国における被服教育発展の様相(第3報) 「家政学雑誌」 第30巻4号 79頁
- (28) マックス・ウェーバー著 梶山力訳 「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」(1938) 有斐閣 122頁(註12)
- (29) 同上 4, 7頁
- (30) 同上 123, 124頁
- (31) 同上 126頁(註4)
- (32) 同上 127頁(註5)
- (33) 同上 144頁
- (34) 同上 245, 247頁

(1981年7月20日受理)